

# 軽自動車税 身体障害者等に対する減免について

渋川市では、身体障害者・戦傷病者・知的障害者又は精神障害者(以下「身体障害者等」といいます。)で一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税が減免となります。

なお、自動車税の減免制度については、自動車税事務所、行政県税事務所へお問い合わせください。

## ◎ 減免の対象となる範囲

減免の対象となる範囲は、身体障害者等の区分によりそれぞれ次表のとおり限定されています。

区 分	軽自動車等の所有者	軽自動車等の運転者	該当する障害の程度	使用目的
身体障害者	本人又は 生計を一にする方	本 人	別表1(ア)の等級に該当	身体障害者等の通学・ 通院・通所・生業・もしくは 日常生活のため  ※身体障害者等本人 が、実際に乗車し、移動 する場合(運転又は同 乗)のみ減免対象となり ます。
		生計を一にする方	別表2(ア)の等級に該当	
本 人	常時介護する方			
戦傷病者	本人又は 生計を一にする方	本 人	別表1(イ)の等級に該当	
		生計を一にする方	別表2(イ)の等級に該当	
本 人	常時介護する方			
知的障害者	本人又は 生計を一にする方	本 人	重度の知的障害者で療 育手帳に「A」判定の表 示がある場合	
		生計を一にする方		
本 人	常時介護する方			
精神障害者	本人又は 生計を一にする方	本 人	精神障害者保健福祉手 帳に「1級」判定の表示 があり、かつ「自立支援 医療受給者証(精神通 院)」が交付されている 場合	
		生計を一にする方		
本 人	常時介護する方			

(注)①「軽自動車等」とは、軽自動車(二輪、三輪、四輪の乗用又は貨物)、二輪の小型自動車、原動機付自転車及び小型特殊自動車のことです。

②「軽自動車等の所有者」とは、軽自動車等の登録上の所有者をいい、具体的には車検証(自動車検査証等)の所有者・使用者の欄(所有権留保の場合は使用者の欄)に記載されている方です。

③「生計を一にする方」とは、原則として同居の家族の方です。

④「常時介護する方」とは、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方です。常時介護とは週3回以上、身体障害者等のために身体障害者等名義の車を運転している場合(身体障害者等が同乗していることが条件)です。

⑤身体障害者の等級を判断する場合、障害の部位が複数あるときは、総合等級を各障害にあてはめて判定を行います。

## ◎ 注意していただくこと

- 1 課税の期日である4月1日現在において、身体障害者等の障害の程度が該当していなければなりません。
- 2 身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)の減免は、身体障害者等1人に対して主として使用する軽自動車等1台に限られます。したがって、身体障害者等1人に対して2台の軽自動車等を減免できません。また、普通自動車の減免を受けている場合は軽自動車等を減免できません。
- 3 自動車検査証又は軽自動車届出済証に「事業用」と記載されているものは、減免の対象となりません。

## ◎ 減免申請の手続き

課税期日の4月1日現在において、定置場が渋川市であり、軽自動車検査協会群馬事務所(三輪、四輪の軽自動車)、関東運輸局群馬支局(二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車)、渋川市役所(原動機付自転車及び小型特殊自動車)に登録がある軽自動車等をお持ちの方は、納期限までに渋川市役所税務課又は各行政センターで減免の申請をしてください。

## ◎ 減免申請に必要な書類等

### 1 必ず必要なもの

#### ① 手帳等

身体障害者	戦傷病者	知的障害者	精神障害者	
身体障害者手帳	戦傷病者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給者証

#### ② 軽自動車税減免申請書

#### ③ 運転される方の運転免許証又はそのコピー(表裏両面)

#### ④ 自動車検査証又は軽自動車届出済証又はそのコピー

#### ⑤ 納税義務者の個人番号カード又は通知カード及び身分証明書

### 2 一定の場合に必要なもの(上記1の他に必要となる書類)

#### ○ 常時介護する方が運転する場合は常時介護証明書

#### ○ 施設に入所されている身体障害者等の方のため同居家族であった方が運転する場合は、施設が発行する減免申請車両状況申出書(有効期限は発行後3ヶ月)

※ 上記のほか、必要に応じてその他の書類等を提出していただく場合があります。

## ◎ 翌年度も継続して減免を希望される場合

減免が承認された翌年度以降は毎年2月に郵送により照会しますので、必要事項を記入の上、回答期限までに必ず返送してください。お送りいただいた回答により翌年度以降も継続して減免が受けられるかを審査し、減免申請時の状況と変わらない場合には減免は継続されます。なお、施設入所者など毎年度減免申請が必要となる方もいますのでご注意ください。

# 身体障害者等の減免の対象となる障害の範囲

別表1 身体障害者等本人が運転する場合

が減免対象です。

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害						
聴覚障害						
平衡機能障害						
喉頭摘出による音声機能障害						
上肢不自由						
下肢不自由						
体幹不自由						
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能					
	移動機能					
心臓機能障害						
じん臓機能障害						
呼吸器機能障害						
ぼうこう又は直腸の機能障害						
小腸機能障害						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
肝臓機能障害						

(イ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1款症 (旧第7項症)	第2款症 (旧第1款症)	第3款症 (旧第2款症)
視覚障害										
聴覚障害										
平衡機能障害										
喉頭摘出による音声機能障害										
上肢不自由										
下肢不自由										
体幹不自由										
心臓機能障害										
じん臓機能障害										
呼吸器機能障害										
ぼうこう又は直腸の機能障害										
小腸機能障害										
肝臓機能障害										

戦傷病者手帳の等級欄の記載について

※表に「旧」とあるのは昭和28年法律第155号の恩給法の一部改正に用いられていた障害の程度(等級)のことです。

※身体障害者手帳と戦傷病者手帳の両方の交付を受けている場合は、身体障害者手帳により判定します。

※群馬県以外で交付された手帳をお持ちの方は、「障害の区分」等の表記が異なる場合があります。

別表2 生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合

が減免対象です。

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害						
聴覚障害						
平衡機能障害						
喉頭摘出による音声機能障害						
上肢不自由						
下肢不自由						
体幹不自由						
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能					
	移動機能					
心臓機能障害						
じん臓機能障害						
呼吸器機能障害						
ぼうこう又は直腸の機能障害						
小腸機能障害						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
肝臓機能障害						

(イ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1款症 (旧第7項症)	第2款症 (旧第1款症)	第3款症 (旧第2款症)
視覚障害										
聴覚障害										
平衡機能障害										
喉頭摘出による音声機能障害										
上肢不自由										
下肢不自由										
体幹不自由										
心臓機能障害										
じん臓機能障害										
呼吸器機能障害										
ぼうこう又は直腸の機能障害										
小腸機能障害										
肝臓機能障害										

◎ 減免についての問い合わせ先  
 渋川市役所税務課 (TEL 0279-22-2113)  
 各行政センター